5月12日は 民生委員・児童委員の日

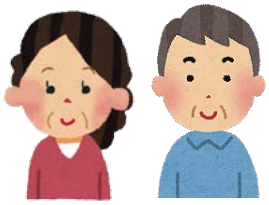

問い合わせ　福祉政策課　☎229-3283　FAX229-3334

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域のボランティアとして高齢者福祉、障がい者(児)福祉、児童福祉、母子・父子福祉、低所得者福祉に関することについて、市社会福祉事務所などと連携を図りながら、社会福祉の増進のために活動しています。

主な活動内容

- 福祉の支援が必要な人の把握
- 住民福祉の増進を図るための活動や相談、助言
- 福祉サービス利用の情報提供と援助
- 社会福祉施設などとの連携、支援
- 地域の児童問題の把握

※民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は固く守られていますので、安心してご相談ください。お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、お問い合わせください。

民生委員・児童委員の日とは

民生委員・児童委員の日は、昭和52年に当時の全国民生委員児童委員協議会(現在は全国民生委員児童委員連合会)が定めたもので、大正６年５月12日に民生委員・児童委員制度の前身の岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来します。ぜひこの機会に、民生委員・児童委員の皆さんが各地区でさまざまな活動に取り組んでいることを知ってください。

民生委員･児童委員の活動の様子

民生委員・児童委員の一斉改選

今年の11月30日(水)で現在の民生委員・児童委員の任期が満了となるため、市内の全ての民生委員・児童委員が改選されます。

今後、各地域で話し合いをし、候補者を選出します。地域福祉の増進のため活動している民生委員・児童委員の候補者の選出に皆さんのご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員 Q&A

Q 任期は何年ですか？

A 任期は１期３年です。前回の一斉改選では任期が平成25年12月１日から平成28年11月30日までのため、今年一斉改選されます。

Q 候補者はどのように選ばれるのですか？

A 自治会長などに、地域福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した人の推薦を依頼し、自治会や社会福祉関係団体の代表などで構成される推薦準備会を通じ、市で設置された推薦会で審議し候補者を選出します。

Q 何人いるのですか？

A 津市では約600人です。